

中小企業金融円滑化法対応
『経営改善計画の策定支援研修』(案)

I. 目的

中小企業金融円滑化法により、金融機関は積極的に条件変更等の貸付条件の変更等に対応し、中小企業等に対する金融の円滑化が求められています。あわせて、金融機関が中小企業の経営改善支援への取組を強化してコンサルティング機能を発揮することが期待されています。

本研修は、事例を通して経営改善計画の策定等のプロセスや経営改善計画の作成のポイントを学び、実際に経営改善計画を作成することで、経営改善支援のスキルアップを図ることを目的としています。

II. 対象者

中小企業に接している営業店の渉外担当や融資担当、本部の経営改善支援担当等の経営改善支援のスキルアップを図りたい方

III. 研修期間

2日間程度

IV. 研修の内容

1. 中小企業金融円滑化法の下での中小企業の経営改善支援
 - ① 監督指針のポイント
 - ② 金融検査マニュアルのポイント
2. 経営改善計画の策定と進捗管理
 - ① 経営改善のプロセス
 - ② 経営改善計画のポイント
3. 経営改善に活用される経営戦略等
 - ① 経営戦略の活用
 - ② マーケティング戦略の活用
4. 経営改善支援事例
 - ① 事例1(小売・卸売業またはサービス業)
 - ② 事例2(製造業または建設業 等)
5. 経営改善計画の作成の実践
経営改善計画作成の実習(グループごと)

※スキルアップを図るために、通信教育の「中小企業経営改善プログラム講座」の受講を勧めします。